

## 豊田市共助交通支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、地域住民が主体となり、地域が抱える交通の課題解決に向けて取り組む事業への補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、共助交通の実施に必要な経費の全部又は一部を補助することにより、地域主体の移動支援の取組の推進を図り、もって地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 共助交通

地域における移動課題の解決や地域コミュニティ形成に寄与することを目的に、地域住民等が主体となり、協力し合って運営される移動手段の総称をいう。

#### (2) 地域交通

地域住民が日常生活を送る上で必要なエリアにある公共交通を始めとした移動手段の総称をいう。

#### (3) 自家用車

運送行為の対価として有償で人を運ぶため道路運送法の許可登録を受けた事業用自動車以外の自動車をいう。

#### (4) コミュニティ・カーシェアリング

一般社団法人日本カーシェアリング協会の支援を受けて、地域で車を共同利用して支え合う活動をいう。

### (補助対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 5人以上の会員（地域住民）で構成されていること

(2) 規約、会則等が制定されており、透明性の確保された組織運営がされていること

(3) 当該地域の住民に対して活動を広く周知している組織であること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象団体としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(3) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が役員となっている団体

#### (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体

##### (補助対象事業)

第5条 補助金の交付を行う事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が主体となり市内地域の移動手段を確保するために行う次の各号の事業で、別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地域交通調査等支援事業
- (2) 共助タクシー運行支援事業
- (3) 住民共助輸送支援事業

##### (補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の目的を達成するために必要な経費（消費税及び地方消費税を含める。）とし、別表第2のとおりとする。

##### (補助金額等)

第7条 補助金の交付は予算の範囲内で、補助対象事業ごとに決定するものとする。

- 2 補助率並びに補助金の上限額及び交付回数は、別表第2のとおりとする。
- 3 補助金の額は、別表第2に定める補助対象経費の合計に補助率を乗じた額とする。
- 4 前項の場合において、算出された額の合計に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

##### (補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、豊田市共助交通支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、事業開始前に市長に提出しなければならない。ただし、令和6年4月1日から令和6年6月30日に開始した事業については、提出期限を令和6年8月31日までとする。

- (1) 事業概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の会員名簿
- (5) 団体の規約・会則等（試験運行時は省略可）
- (6) 補助対象経費を示す書類（契約書、見積書、仕様書等。ただし、利用回数等に応じて額が変わる変動経費については、申請時点では省略可。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

##### (補助金の交付の決定及び通知)

第9条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、豊田市共助交通支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は豊田市共助交通支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3

号)により補助事業を行う申請団体に通知する。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた団体(以下「交付団体」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第4条及び第5条の規定に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき
- (4) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき
- (5) その他補助金の運用を不相当と認めたとき

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消す場合は、豊田市共助交通支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付団体に通知する。

3 交付団体は、第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消された場合、既に交付された補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(代表者の変更)

第11条 交付団体は、事業期間中に代表者を変更したときは、豊田市共助交通支援事業補助金代表者変更届(様式第5号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(計画変更)

第12条 交付団体は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、速やかに豊田市共助交通支援事業補助金計画変更承認申請書(様式第6号)に、第8条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、豊田市共助交通支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、交付団体に通知する。

(実績報告)

第13条 交付団体は、補助金の交付決定を受けた事業を完了(廃止及び中止を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市共助交通支援事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 経費を支払ったことがわかる書類(領収書等)の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第14条 市長は、補助金の実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市共助交通支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により交付団体に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 市長は、交付団体が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（帳簿等の備付け及び保管期間）

第15条 交付団体は、当該補助事業に関する帳簿等を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 帳簿等の保管期間は、当該事業の完了（廃止及び中止を含む。）した年度の翌年から5年間とする。

（他の補助金等との関係）

第16条 国、県、豊田市の関係部署から、この要綱の補助金と同一の主旨の補助金等（以下「他の補助金等」という。）の交付を受けている団体は、当該他の補助金等と重複する費用について、この要綱の規定に基づく補助金の申請をすることができない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

補助事業	要件
地域交通調査等支援事業	共助交通の取組を検討するに当たり、地域住民の日常における交通手段や外出目的等の移動実態を把握するために実施する調査であること。
共助タクシー運行支援事業	<p>一般乗用タクシー（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業）を活用し、次に掲げる要件を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 補助対象団体と市内に営業所を有するタクシー事業者間で、地域住民の移動支援に関して書面による契約行為があるもの</p> <p>(2) 運行に要する経費を補助対象団体が負担するもの</p> <p>(3) 運行に要する経費を利用者が 3 割以上負担するもの</p> <p>(4) 補助対象団体が利用状況を把握できるもの</p>
住民共助輸送支援事業	<p>住民同士による助け合いで送迎する事業のことで、次に掲げる要件を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 自家用車を利用し、移動が困難な高齢者等を日常生活に必要な場所へ送迎するもの</p> <p>(2) 道路運送法における許可又は登録を要しない運送形態（令和 6 年 3 月 1 日付け国自旅第 3 5 9 号国土交通省物流自動車局旅客課長発通知）に基づき実施するもの</p>

別表第2（第6条及び第7条関係）

補助事業	補助対象経費※	補助率	上限額	交付回数
地域交通調査等 支援事業	移動実態の調査及び付随する事務経費 【委託費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料】	9/10	10万円	1団体につき 1回
共助タクシー運 行支援事業	タクシー運行に要した経費から利用者が負担する額を差し引いた経費	9/10	30万円	1年度につき 1回 (最大 3回 まで)
住民共助輸送支 援事業	自家用車を用いる場合に加入するボランティア輸送専用保険の経費 【保険料】 ※ボランティア輸送専用保険料相当分として利用者から徴収した額を差し引いた経費を補助対象経費とする  ※コミュニティ・カーシェアリングに係る自動車任意保険は対象外	10/10	5万円	1年度につき 1回
	コミュニティ・カーシェアリングの導入支援（試験運行）に係る経費	9/10	45万円	1団体につき 1回
	コミュニティ・カーシェアリングの運営支援（本運行）に係る経費 【車両リース料、保険料、燃料費、車両登録料、車両運搬費】  ※車両リース料は、協賛金を差し引いた経費を補助対象経費とする。	1/2	18万円	1年度につき 1回 (最大 3回 まで)